

宮城県農村振興施策検討委員会

平成 20 年度第 2 回委員会

平成 20 年 11 月 25 日（火）

司会：

ただいまより、宮城県農村振興施策検討委員会平成20年度第2回委員会を開催いたします。まず、初めに農村振興課で作成しましたPR・DVDの紹介をさせていただきます、これは「宮城の農村の魅力再発見」というタイトルでございます、平成19年度に「地域が誇るおらほの一景」として、県内の農山漁村の景観写真を募集したところ県内全域から262点の写真的応募があったもので、地域性豊かな景観写真や宮城県で行われている各種イベントの写真を活用して農山漁村の持つ魅力について幅広くPRしながら、都市農村交流やグリーン・ツーリズムの推進を図る目的で作成したものでございます、前回、現地調査をしていただきました、栗原市瀬峰の大鰐谷上集落、大崎市田尻の迫川右岸地域を思い起こしながらご覧下さい。

(DVD 鑑賞)

司会：

ありがとうございました、なお、このDVDは今回の資料として配付させていただきましたので、後日ゆっくりとご覧になって下さい。

司会：

それでは、新委員でございます、株式会社 日本政策金融公庫仙台支店宮城県農林水産事業統括の西山さまをご紹介します、西山様につきましては、前委員の柳田様が3月の移動により転出されましたので、今年4月30日付けで委嘱しております。西山様、簡単に自己紹介をお願い致します。

西山委員：

西山です、よろしくお願い致します。

司会：

西山様、ありがとうございました。

司会：

続きまして、宮城県農林水産部 伊東部長よりご挨拶を申し上げます。伊東部長よろしくお願い致します。

農林水産部長：

県の農林水産部長の伊東でございます。農村振興施策検討委員会、平成20年度第2回委員会でございます。大泉委員長はじめ先生方におかれましては、お忙しい中、またこのお寒い中おはこびいただきましてありがとうございます。前回、20年度の第1回目の委員会は7月10日に現地調査を行なっていたかまして、各事業の実施状況を見ていただくとともに活動組織との意見交換を実施していただきまして、推進手法等にアドバイスをいただいたところでございます。現在までおかげさまをもちまして、各地区で活発な活動を実施しておるところでございます。今日は農地・水・環境保全向上対策のアンケート調査、ならびに中山間地域等直接支払制度の中間年評価後の対応等についてご協議検討していただくことにしております。委員の皆様におかれましては、本日もそれぞれのご専門の立場から多様なご意見を賜りますよう御願ひ申し上げます。特に私共宮城県の農業施策、経営所得安定対策を中心に、認定農業者あるいは集落営農組織を育成し、経営体として成り立つ農業、農業者の育成化などに努めておるところでございます。一方、販売農家の九割を占める兼業農家、小規模農家が宮城の農業、あるいは宮城の農村地域を支えているのも現実でございます。私共、知事も大変農村部の振興策あるいは小規模農家、兼業農家についての対応についても非常に気にかけておりまして、私共も来年度に向けて、今、事業編成、予算編成に取り組んでおりますが、この農村振興策について、小規模農家、兼業農家含めまして、どんな取り組み、私共農業施策のみならず、雇用、あるいは介護保険、子育て、県政全般に関わる課題でございますが、こういう取り組みの中で、当、農村振興施策検討委員会、1月らい色々ご協議いただいておりますが、今後とも、この委員会の先生方のご議論の中でヒントなり、問題点を、我々も参考にしたいと思っておりますので、本日も、忌憚のない幅広いご意見いただければと思っております。今日一日よろしく御願ひいたします。

司会：

ありがとうございました。続きまして大泉委員長よりご挨拶をいたします。宜しく御願ひいたします。

大泉委員長：

7月第1回の会議をさせていただきました。色んな農村を見させていただきました。冬水田んぼも山の中の耕作放棄地を結構耕して、増やして頑張ってるというのも見させていただきましたし、そんなこんなで一つ、農村地域の問題は中山間地がですね、耕作放棄地をどうするかっていう問題もあるんだろうというふうに思います。今日は中山間地直接支払い制度の中間年評価の対応について議論することになってますので。考えてみますと、宮城県の中山間地政策は結構きっちり対応しているのではないのかなというふうに思っております。これは胸張ってやっていいのかなというふうに考えております。それから田んぼですね、環境保全型の田んぼ、あれは田尻でしたか。見させていただきました。やはり農村を考えるとですね、環境問題と農村とそれから定住っていうのはこれなかなか一緒に議論するの難しいんですけども、しかし住んでる人たちの理解を得ながら、何者になるのかわからないんですけど、3者全てが得をするという仕組みをですね作っていかないと、これはなかなかうまくいかないのかなと。そういう時に環境も守り、水田も守りしかも米もですね、高く売れるっていうのはこれは、一挙兩得、一挙三得、なんか色んな多くのメリットがあるんだろうというふうに思いますし、そういう意味ではいいところ見させていただいたかなというふうな気がしております。最近、環境大臣やった小池さんがね、結構農業に関心持ってきて、農業はどこが問題なのよっていうようなことで、色々素人ながら関心を持っているんですね。それでこういう冬水田んぼみたいなのもあるんだって、小泉政権のときに表彰されたんだっていうことを紹介したら、いたく何ていうんですか、気にしたりしてて。環境畑の人がですね今農業の中に入ってきてて、そういったことからしてもですね、なんかこう新しいスキームをですね、宮城県で考えられると私は少しそういう意味で先進地だというふうに思いますんで、新しいスキームを考えられるといいなというふうに思ってます。鳴子の米も2回ぐらいNHKの放送で紹介したら番組まで作っちゃったっていう、これは私全く関知してないんですけど、最近色々宣伝してますよね。そういうやり方っていうのは色々あるんだろうというふうに思いますので、今日、ご議論をいただければというふうに思いますし、それから何よりも今日期待してたのはですね、ふるさと水と土基金の有効活用について、これが議論される緒に就く。結論はまだまだなんでしょうけど、これはですね、河北新報の小野さんが昔これは、取り崩したらどうだっていう話を盛んにおっしゃってたことがあってで

すね、有効活用に関しては、取り崩したほうがいいのか、あるいはこのままもっと積み増すという方向がいいのか、あるいはこういう形でしておくとの他の部局からですね、目につくんでそれこそ埋蔵金がここにあったとなりかねないので。どうしたらいいのかひとつご議論いただければと思います。そんなこんなでひとつ今日はよろしく。3時間と非常に長い会議になりそうなんです、よろしく御願いたしたいと思います。

司会：

大泉委員長ありがとうございました。それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。今日の資料は7種類ございます。まず最初に表紙のついたものですね。それから2つ目が農地・水・環境保全向上対策というものでございます。3つ目が中山間地域等直接支払交付金事業、4つ目がA4で中山間のものですね、中間年評価結果というものでございます。次がですね、中山間地域等農村活性化事業というものでございます。次がこれの資料編ということでA3版がついております。一番最後はですね、参考資料としましてグリーン・ツーリズム促進支援事業でございます。以上7種類でございます。不足している資料がありましたらお申し出ください。なお、会議の記録を作成しますので、発言の際は恐れ入りますが、マイクをご使用御願いたします。それではここからは大泉委員長に議事進行を御願いたします。委員長御願いたします。

大泉委員長：

はい。その前にこれ、出席者の西山さんの名前がちがってるね。訂正お願いします。それでは、最初にですね、議事、これは1号議案についてということではよろしいんですかね。議事にはいいよ、よろしいんですかね。それからまず、これ、ひとつひとつやっていけばいいんですよ。1号2号3号と。それで1号に関してまずアンケート調査結果について、これについて事務局からですね、説明御願いできましようか。

事務局：大内

はい、農村振興課大内が農地・水に関して説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。資料の方が先ほど一番最初のほうになりますですね、農地・水・環境保全向上対策活動組織に対するアンケートの結果についてということでございます。アンケート調査ということで、3点ほど説明させていただきます。1点目については農地・水・環境保全向上対策アンケート調査結果についてということで、これは本対策実施組織である活動組織、517組織に対して行ったもので、前回の1回目の現地調査の時には代表者、活動組織の代表者さんの結果についてご報告したところでございます。今回は参考資料3つほどありますけれども、農家、非農家、小学生に対するアンケートについて中心に説明をさせていただきます。あと2つめが都市農村交流ツアーの開催と3つ目が宮城県農村環境保全シンポジウムの開催でございます。こちらのほうは平成20年度の県の農地水の取り組み方針としまして、重点項目の一つに農地・水・環境保全向上対策の活動状況および成果の県民への理解の促進というものを今年度掲げておまして、こちらのほうの取り組みについて簡単にご説明させていただければと思います。では1ページ目のほう、資料1ということでアンケート調査結果について回答をもとに説明させていただきます。3ページ以降についてはですね、詳細のアンケートが示されておりますが、今回概要をもとにお話させていただきます。目的としましては、今年度の活動、本対策の活動をですね、平成19年度から農地水向上対策がスタートしておりますので、1年間実施した結果、活動組織の代表者および構成員が活動を実施するときどのように感じたのか、率直な気持ちとしてですね、県のほうで把握しなければならないということで要綱要領にもとづく実施状況報告だけではとらえられない項目についてアンケートを実施したところでございます。回収率については、共同・営農については前回ご説明しておりますが、回収率517組織に対して共同は407組織で79%、営農につきましては102組織に対して67組織の66%、あと、農家、非農家、小学生の対象の捉え方なんですけれども、活動組織517組織に対してですね、農家、非農家につきましては、構成員の男女各2名を組織で4名、こちらのほうをアンケートの対象ということで御願しております。それで回答数が2068が対象となるわけなんですけれども、こちらのほうに対して1013名ということで農家のほうは回収率49%、非農家についても同じく活動組織男女2名ずつの4名のアンケート御願しておりますので、2068名に対して

928名、回収率45%となっております。あと小学生につきましては、517組織1名以上ということで、回答が467名ということで回収率が90%という。次に調査結果の分析についてです。前代表者さんの説明のとき、結果についても説明しておりますので、そちらも並べて表示しております。まず農地水対策は農村地域を守るのに有効な施策かということに対して、概ね94%以上ということで、ほぼ代表者および構成員も有効な施策と認識されていると考えております。2つ目。農家と非農家と一緒に活動を行なってどのように思ったかということに対しては、代表者の79%が良いと、あと14%は難しい、あと農家については83%が良いということで、8%が難しい。非農家については78%が良いことですが、10%が難しいということで、共同作業については概ね良いとのことですが、代表者や非農家にとっては難しいと感じている人が多少いるんだなということで、2タケたの%になっていると感じております。

3つめ、本対策により地域資源は保全されるかということで、概ね86%以上、ただし非農家のほうがですね、保全されるかは分からないということで、2桁の%、10%ということになっておりまして、概ね本対策の目的は理解されているものの構成員になると分からないという回答も多少あるというふうに認識しております。4つめ、農地水活動を実践してどうだったかということで、代表者、非農家ともですね、97%以上ということで、実践活動ではおおむね好評であったということです。

すいません2ページ目のほうを出していただきたいと思います。5つ目でございます。家族の協力についてはどうですか。という質問に対して代表者、非農家ともですね、93%以上賛成と出てますので、家族の協力は得られている、ま、土日がだいが潰れると言うことがありますので数%の方々には理解が得られていない理由と感じています。6つ目、本対策が水田経営所得安定対策と車の両輪であるということについてですが、例えばちょっと施策的なことになるのですが、代表者については46%は知っていた。ただ農家になると26%、非農家については10%というかたちになくなっております。本対策の趣旨がですねまだまだ浸透していないことが、数値から明白になっております。特に女性においては農家で7%、非農家では5%程度という小さくなった数値が得られました。続きまして7つめ。推進にあたりどのような支援が必要かということに対して、代表者と構成員の間で多少違いがありまして、代表者側のほうでは41%で事務の簡素化、2番目に取組み事例の紹介。農家、非農家におきましては、第一に取組み事例の紹介があげられております、第2にリーダーの育成ということで、代表者にとっては実務的な面から出てくる事務の簡素化がやっぱり図られないと難しいなということになるのかなと、構成員の中ではもっともっと進めるためには、取組み事例、リーダーの育成が必要ということが多かったようでございます。最後に8つ目なんですけれども小学生の活動参加についてということで、小学生の73%がですね、家族の進めで共同活動に参加しておりまして、小学生参加者の62%の両親がですね、実は農業以外の職業だということが出ております。また活動に参加した82%の小学生は、今の場所で暮らしたいと思ってますということの回答を得ました。残りはですね、どうも他のところ、コンビニがないから違うところに住みたい、広い地域を知りたいからということなど率直な意見が出されております。それをまとめましてですね、こちらの評価としまして、平成19年度の本対策の取り組みについては、アンケートの結果により、おおむね良好であると判断しています。平成19年度の本対策にかかる参加者なんですけれども、のべ約24万人がこの共同活動に参加しており、そのうち非農家は延べ約6万人で約25%となっております。ちょっと記載ありませんが、そのうち女性はですね、3万4千人ということで14%ということになっております。それで概ね良好としながらもですね、いくつかの課題点が見られたかなということです。ひとつは、構成員、非農家に対するですね、本対策の普及、啓発が重要なのではないかと。昨年度の広報活動でですね、広報誌、その発行などを実施してない組織というのが実は57%ございました。その広報誌等の発行で全組織に普及していくというのがまずひとつの策としてあげられます。後ほど説明させていただきますが、今年度のシンポジウムでも数組織によるパネルセッションでですね、取組み事例等をPRする場を設けております。また、活動組織に対してですね、県および地域協議会のほうで色々な説明会等を開催しているわけなんですけれども、参加者の殆んどが男性でありまして、家族内の女性まで話が届いていないというのが、調査結果からも見られました。地域協議会では「ぐるみ」という機関誌を発行しておりまして、それを活用しながら今後も普及啓発活動を図っていききたいと、併せてですね、市町の協力を得まして、広報誌等で農地・水の実際の活動をPR掲載できるよう、依頼等を御願いしまして、非農家さんにもですね、そういう活動が目につくような体制をとればなと考えております。2つ目は車の両輪について、40%半分以下がですね、この

対策の目的が両輪であることを知らないということで、経営所得安定対策の推進にあたって県庁の中の農業振興課と連携しまして、推進対策本部等で連携しながら進めて行くところでございます。そして3つ目なんですけれども、小学生を巻き込んだ企画が重要ということで、先ほど62%の小学生が農業をやっていない方の子どもさんだということですね、非農家の参加の促進をするためには、一つのキーワードに子どもの参加というのがあるのかなということしております。それで昨年度の本活動への小学生の参加は延べ1万4千人となっております、全体参加者の6%となっております。その約62%が非農家の小学生ということで、非農家の参加促進および活動を計画的に実施するためにも学校の教育と連携して取り組みを推進していかなければならないと実感しております。今年のシンポジウムにおきまして、小学生からの事例報告というものを予定しております、そちらのほうでPRしていきたいと考えております。もう一つは次年度の都市農村交流ツアーということで、小学生の交流も検討できないかなと、生き物調査等を都市と農村の小学生とが交流しながら実施するというのも必要なのかなということで地域協議会と連携をしながらですね、実施をしたいと考えております。

アンケートについては以上ですが、一応3ページから10ページまでこれについて詳細に記載しております。それでは2番目のちょっと報告ということで、11ページのほうをごらんいただければと思います。

県のほうでは、重点項目の中にですね、県民理解の促進ということで、たてておりますけど、こちらは3番目に説明するシンポジウムを開催予定しております、その前段としてですね、都市の消費者の方々をですね、一回、農地水という活動の現状を見ていただくという企画をたてております。それが今月の5日水曜日に、都市農村交流ツアーということで、大崎市田尻蕪栗にいきまして、前回も委員会の中で現地調査をしていただいたところの伸萌地区というところに、17名の消費者さんをつれて、行ってまいりました。そちらのときにいただいたアンケート、12ページ13ページということで、記載されています、消費者なものですから、農地水対策というのは知ってましたかという質問、2番目に記載されていますが、29%は知ってたという回答がありました。実はですね、この17名の中には、宮城大学の農地水を卒論とされている学生の方も参加されておまして、そちらの方ですね、巨理の消費者さんがいらっしやいまして、巨理関係は全域で農地水に取り組んでおりますので、そちらのほうで29%ということ、高かったのかなと、3番目、今回のツアーに参加してですね、農地水対策が理解できましたかということで、59%の方がよく分かったと、7人の方41%の方はなんとなく分かったというお答えで概ね、良好だったということであります。また、4番、これについては地域住民が協力して地域環境を守る活動について今後必要と感じることは何ですか。ということで、参加者全員がですね、国と本対策をもっと進めるべきであると。ただ24%の方から都市部住民が農村農家の支援活動にもっと参加すべきということをお願いしておりますので、こちらのアンケートを参考にしながら来年度、今年は一回実施しておりますが、来年数回の実施を検討したいと思っております。

それで先ほどの1回目のアンケートについては活動組織の実施者のアンケートということで、今回の都市交流ツアーのアンケートについては、消費者、一般県民の声ととらえていまして、それで14ページ、資料3ということで、宮城の農村環境保全シンポジウム、こちらのほうの開催を検討してます。日時につきましては平成21年、来年1月17日の土曜日なんですけど、場所が仙台国際センター大ホール、内容につきましては、基調講演としまして俳優の永島敏行さんにお越しいただきまして、「農村地域に入って思うこと、願うこと」1時間を超える講演をいただくこととしております。2番目にパネルディスカッションということで、こちらのほうでは体験・実践というテーマを考えておまして、1つが先ほど説明した都市農村交流会の参加についてということで、11月5日に参加した17名のうちから1名がですね、こちらのほうで、ツアーの体験状況について報告をいただくこととなっております。あと2つめ。地域の環境活動報告ということで、今週の土曜日にですね、子どもサミットっていうものが農政局の主催で開かれるわけなんですけど、そちらのほうに宮城県代表として、加美町の宮崎小学校の6年生が参加する予定です。そちらのほうの活動というのが、農地水の活動組織と連携したと環境教育ということでやっておりますので、そちらのほうの情報をですね、一般県民の方々もしくは活動組織の方々にご紹介したいなということで、2つ目に子どもサミットに参加した小学生の体験というものを掲げております。3つ目としましては、活動組織の事例紹介ということで、共同営農ということで、2活動組織を予定しております、こちらのほう永島さんも含めてトーク型式で開催しようと考えております。今回のシンポジウム、当然事務局側からの情報発信だけではなくて、活動組織のほうで参加して下さいと

ということで、(3)のほうにパネルセッションを予定しておりまして、開会1時半前に12時40分から50分ほど、活動組織のパネルセッションを会場の入り口のところで開催予定しております。こちらの方で各活動組織のPRをですね、代表者さんなりがそちらのほうに立っていただいて、一般の方々にご説明とかPRをしていただくというふうに考えております。参加のほう無料でございますので、ぜひ特に委員の方もですね、土曜日で忙しいところではございますが、時間等ございましたら、仙台国際センターのほうに足を運んでいただければと思います。以上でございます。
審議のほうよろしく御願いたします。

大泉委員長：

はい、ありがとうございました。

3点3つについてご報告をいただきましたが、審議する内容、これはアンケート調査だけになりますか。それとも全ての活動についてこういうことやったけど、どうか、いかがか。良かったね。という話になるのでしょうか。

事務局：大内

基本的にはアンケートを御願いたします。

委員長：

アンケート、このようになったけど、課題があるので、それをどうしたらいいかというご議論をいただければよろしいでしょうかね。

ちょっと質問なんですけど、小学生、非農家っていうのはこれは、参加者はどういう感じでしょう。小学生というのは地元の小学生なんですか。

事務局：大内

それではお答えします。小学生につきましては、活動組織に参加された小学生、活動実施しているときにアンケートをとってくださいという形でとってますので、基本的には地元の小学生という形でとらえていただければいいと思います。

委員長：

非農家は？

事務局：大内

非農家も同じでございます。

委員長：

要するに活動に参加した人ですね。はい、はい。わかりました。

ということですが、いかがでしょうか。いかがでしょうかって言われてもなかなか議論しづらいところですけども。

長田委員：

質問していいですか。

委員長：

はい、どうぞどうぞ。こういうときに長田さんいつもさきがけてくれる

長田委員：

そうですね。

ひとつ質問させていただきます。資料1の調査結果分析のところ、2つ目の四角印2つ目の、難しいと回答した方が該当者14%、農家18%、非農家10%とありますけれども、この難しいの中身はど

ういうことだったのかと。

事務局：大内

今のお尋ねの質問に対してお答えします。

すいません、設問のほうでですね、申し訳ないんですけども、農家と非農家が一緒に活動することについてどのように思いましたかという形になっているので、農家、非農家が一緒に活動するのが難しいという回答を。

長田委員：

わかります。だけどその、難しいというもつつめて、中身ですね、難しいって、やっぱり一緒に作業するのは、自分が非農家で、相手が農家で、何かこう、差が、技術的なね、作業に差があって難しいと感じるのか、何か感情的に違和感があるとか、その中身をもうちょっとつめれば、これがもう少し解決していく道になるんだなと思いました。そこまではわかります？。

事務局：藤島

そ

それではお答えします。

代表者が一番率が高いんですが、代表者というのはその組織のまとめ役でございまして、要は日程調整、それから人の手配とかでなかなかそのへんの折り合い、活動が土日が多いものですから、そういうところが難しいという率直な回答でございます。

長田委員：

日程とかそういう問題なのね。あそう。農家はね、何やらせてもプロ級で、急に非農家が入ってね、モタモタしてるだけで、そういうふうのもあるのかなと。どうですか。

事務局：藤島

そういうことではないです、日程調整、人数調整、人との調整ですね。

長田委員：

ああ、そうですか。

委員長：

この委員会としては、

長田委員：

個人的な問題ですね。

委員長：

ということですか。他どうですか。はいどうぞ。

西山委員：

色々質問がひとつあるんですが、まあ概ね中身的には非常に好意的というか、良かったという結論が多くて非常に1年目としては大成功の部類だったんだらうと思いますが、これ地域的に、例えば先ほど長田委員が言われたところだとか、その若干バラ付いてるところがあると思うんですが、その辺の地域的な特徴っていうのがあるんでしょうか。それが先ず第1点でございます。それから、2ページ目の問題は、2ページ目の推進にあたりどのような支援が必要かということで、代表者と農家、非農家、方で意見がちょっと違うというのが非常に、ミソではないのかなと。やはり代表者はやっぱりだいぶ自分で色んなことやられているから、事務の簡素化っていうのが出てくるのかなと。それから農家、非農家っていうのはやはり、こういう取り組み事例が多いっていうのは、リーダーの育成ということを考えて、

やはり当該事業の継続性といったものについて若干不安があるのではないかというふう感じてるんですが、その辺実際やられたところの話を聞いてみたところで、そういうこと、あるのかないのかっていうのをひとつ聞きたいというのがあります。それから質問ではないんですけども、小学生がですね、色々やられているんですが、子どもを人質にとって活動しているような感じですね、やはり少し学校教育とリンクしたということがまず必要かなというのが1点と、それとやはり特に小学校の絵の大会とかありますけど、ああいう形ですね、やはり県庁さんとしても県知事の賞状だとかですね、ああいうものをかなり出されてですね、やはり思い出に残るようなものにしていかれるほうがいいんじゃないかなというのが2点であります。

委員長：
どうですか。

事務局：藤島

はい、それでは第1点目。地域的な偏りとか、その辺についてのお問い合わせでございますが、この施策につきましては、19年度からスタートしてありますが、その前年にあたりましてですね、市町村等を通しましてきめのこまかい説明会を開いてございます。集落単位に何度も足を運んでですね、この施策について説明会を開いたところでございます。要はこれは手上げ方式でございまして、やりたいという組織が市町村と協定を結んでこの事業を行っております。ですから、やりたくないところは当然手を挙げませんし、色んな首長の思惑ですね、この施策には取り組まないといっているところもありますし、町村挙げて取り組んでないところもございます。それから、この取り組んでいる市町村、町によってはですね、亘理のようにほとんど全域を網羅しているところもございます。それからあと、さっき言いました手上げ方式ですか、やりたいところの集落で取り組んでいるところ、これはさまざまでございます。ということで、これは別に県のほうからどうしろ、こうしろと言って組織を認定したわけではございませんので、あくまでやりたいというところを採用しております。

西山委員：

14%が難しいとかですね、非農家の方で10%が難しいとおっしゃっているところに、その地域的な偏りが、ようするに都市部が難しいとかですね、中山間地域が難しいとかそういうことがあるんでしょうかという質問です。

事務局：藤島

すみません、それについては分析はしてございません。

それから2つめでございますが、実際に代表者と農家、非農家で意識が違うのではないかということだったんですが、やはり代表者はさきほど、西山委員がおっしゃったようにですね、色んな事務を取り扱っていますので、もう少し簡素化して欲しいというのがございます。ただ、これについては昨年度国のほうから大幅に簡素化をしてございますので、これはもう実際に簡素化されています。それと2番目としては、他の取り組み事例が欲しいということ、これは当然組織の代表者としては当然です。まわりがどのように捉えているのか、それを自分たちのところに参考にしたいというのは当然だと思います。それに対して農家、非農家で、2番目としてリーダーの育成が必要だといっているのは、やっぱり西山委員がおっしゃっているように、この施策を成功させるためにはまず、後継者要するに代表者は、言葉は悪いですが、年を召されている方が多い。ですからその中に少しでも若手と称する4、50代の方が数多く入ってもらうようにですね、我々是对応してるんです。そのようにその説明会等では、なるべく継続のためにはそういう方の協力も必要だよというお話をしてるんですが、なかなかこれについては実際的には高齢者の方が頑張っているという現実でございます。ただ、一生懸命やっているところは、高齢者だけじゃなくて先ほどいった40代、50代の方も若干がんばってやっているところもございます。ただ、これが全ての組織でこうなっているかということ、そうではございません。これはやはりこれから我々が力をいれていかなければならない課題だと思います。3つ目、何でしょうか。小学生、これは小学生っていうのは一応、子ども会ですね、その地域の子ども会の組織がメンバーとして入ってございます。もちろん老人会、婦人会とか色んな組織が入ってます。ですから子ども会という形ですね、特にその

共同活動の中でも危険な、泥さらいとか草刈りとかじゃなくて、植栽、要するに花を植えることだとか、生き物調査だとかそういうもので、子どもたちが参加してるということでございます。あくまで子どもたちのできることを、活動の中でやっているというものです。

事務局：高橋農村振興課長

3つ目のご提案につきましてはですね、大変参考になるご意見いただいたなと思います。知事あるいは部長のお名前なども用いながらですね、子どもたちの関心を深めるようなやり方をもう少し工夫していきたいと思えます。ありがとうございました。

委員長：

活動組織ってなってますけど、これ水田地帯の何ていいですか、活動組織の組織率ってのは、確か、少なく、率が低かったですよ。それ違いましたっけ。何か、要するに面積が大きいだけに組織の組織率のちょっと低くなるという報告が前回あったような気がするんですけど、そうでもない。大体均等ぐらいですか。普通だったら登米だと大崎は、数としては多くなるんだろうけど、率はどうなんですかね。これは。

事務局：藤島

今、委員長おっしゃったように、登米それから栗原、それから大崎、これはかなり組織数が多くございます。ただそれがなんぼあるかという話になると資料が手元ないもんですから、517で大崎は百くらいでございます。

委員長：

ゴメンナサイ。組織で考えるとややこしくなるから、面積のカバー率のほうがいいかな。それはとってなかったんでしたっけ。

事務局：藤島

いや資料でございます。

委員長：

その比率は、水田地帯も低かったかな。そうでもない。ああそう、均等でしたっけ。

事務局：大内

面積のカバー率につきましては、県内の農振農用地の中で宮城県内517組織でですね、実際4万3800近くの面積で農地水取り組んでいるわけなんですけれども、カバー率35%ほどであります。ただ市町村で見るとですね、亘理なんかはですね、当然50%を超えて全域でやっておりますし、あと大郷とか高くなってます。ただ、登米関係については、すいませんちょっと詳細の数字あれなんですけれども、登米、栗原、大崎関係は活動組織が営農さんと一緒に2階の部分と取り組んでおりますので、やはりカバー率については、県内平均よりも高くなっているわけです。

委員長：

ああそうですか。農村地帯のほうが、つまり水田地帯のほうが、農地水環境保全には多く入ってるということと理解していいんですね。なるほどわかりました。何か私の認識がちょっと違って。活動ということ、この活動の中身なんですけれども、まず一緒に活動してるってところから皆さん日常的に、この活動をご覧になってるから、すぐそこからお入りになっても大丈夫なんだろうけど、委員の方々どう活動してるのかってのはあまりイメージできてないかもしれない、ちょっとその辺を教えて貰えませんか。

事務局：大内

まず委員長のご質問にお答えします。農地水の活動につきましては、概ね3つの項目がございます。一つ目は基礎活動というものでして、それは、例えば水路の江はらい、泥上げですね。あと水路脇の草刈と、こちらの方が基礎活動ということになっております。もう一つが農地水向上活動ということで、施設の寿命を長く延ばすための活動としまして、道路の補修関係を地域でやりましょうとか、ゲートの塗装工事あとは、目地詰めとかですね、そういったものを実践する向上活動というのがあります。あとは農地水の3つめの、保全活動としまして、耕作放棄地関係をすぐ営農が出来るような形にその農地を保全しようというところで、例えば景観形成、耕作放棄地をまとめた地域があればですね、そちらのほうに地域として菜の花を植えたりとか、そちらのほうで景観形成をはかったりということ、農地の水路脇とかの余剰地等で地域の景観をそこで景観向上していこうということ、花植え活動とか、それと向上活動の中にはですね、学校教育との連携と都市農村との交流ということで、地域の活動を活発にするためのですね、取り組みをそちらのほうで行なわれているという。それで主に3つの柱がございまして、先ほど小学生の参加というところでは、3つ目の向上活動の中ですね、生き物調査だとか、花植えとかに参加されてるとというのがほとんど90%超える状況になっております。以上です。

委員長：

そうなんだろうと思うんですけど、そういう時に水路を保全だとか、道普請だとか、或いは花を植えたり、或いは放棄地を解消したりするっていう行動、活動、それは一般的に農政活動では重要な活動だったというのはわかるんですけど、そこに非農家とか小学生が入るような仕組みっていうのは、それを考えただけでは、何かイメージできないんですね。ハッキリ言うとな。それでこれ終わったら環境、色んなところでNPOだとか何かやってるところは、共通目標を作って、環境保全だとか地域の何て言うんでしょうかね、自然資源をどういうふうにも保護するかっていうようなあたりから入ることが多いんですけど、水路保全とか道普請だとか、花植え運動、花植え運動はまあおじいちゃん、おばあちゃんがやるのに小学生がついてくることあるのかもしれないけど、そういった仕組みの問題ですけどね、行動のね。その辺に関しては代表者あたりは何か考えてることがあるんでしょうかね。アンケートからではわからないんで。ちょっと難しいこと質問しましたかね。

農政としては、地域の人、いろんな人達を巻き込んで何か農村資源を守りましょう、というそれはそれでいいんですけど、その時の参加してもらおうモチベーションというのが、何かまだ道普請だとか、水路保全だとか花植えだとみえないんですね。どうですかね。

事務局：大内

はい、農地水のほうの施策なんですけれども、5ヵ年の計画、実施されておまして、19年度からスタートしてるわけなんですけれども、その3ヵ年目、来年ですね。体制整備構想案というものを策定することになっております。その体制整備構想案っていうものが、10年後の地域をちょっとみんなで見直しましょうよと。それでその時にこの地域をこういう活動をですね、どういうふうにもっていかなきゃならないかということをおみんなで取りまとめましょうというのがあるんです。3年目ということで実施しておまして、県とおよび地域協議会のほうでもその策定に向けた支援研修というのを実施しておまして、こちらのほうで地域の、仮に5年後お金がなくなった時にですね、どういうところを自分たちができるのか。地域として、どういうことをやっていきたいのか、というものをみんなで意見交換しましょうということで、規則等を活用しながらですね、その対策整備等を掲げていただきたいということでは一応お話はしてあります、あくまで、この農地水の活動っていうのは、草刈をすることが目的ではなくてですね、将来的に地域として自分たちの地域を見直してどういうふうな方向に持っていくかという、そういう体制を整備するのが必要なのかなというふうに感じております。

委員長：

そうなんですね。だけど、あれでしょ。所有者に補助金がいくんだよね。2200円。違いましたっけ。所有者に、農地所有者に補助金がいくんですよ。所有者に補助金がいくシステムで、所有者じゃない、ましてや非農家でそれで小学生が参加するかどうかという、そこがちょっと無理があるような気がするんですけど。

事務局：大内

ちょっと今言ったのに訂正させてもらいたいんですが、共同活動の部につきましては、農家さんのほうにお金はいきません。

委員長：

いかないよね。

事務局：大内

活動に対するお金の支出の支援と言う形になっておりますので、それで小学生等をどういう形で代表者さんがですね、子供ともしくは自分の地域を見直していくのかっていうことが先ほど、大泉委員長が言われたとおりですね、環境保全というのに1番テーマをあてております。アンケートの結果でも先ほどちょっと説明させてもらいましたが、水路の生き物調査であったりとか、自分たちが地域としての花壇の花植えとかっていうのは、あくまで、地域の環境保全のための活動に参加していることが多くなっています。

委員長：

それはそれは分かるからいいんですけど、その2200円どこいくの？所有者へはいかないの。

事務局：大内

2200円っていうか、面積は、共同活動部分は4,400円。

委員長：

だからその半分。所有者いくんじゃないの。

事務局：大内

いや、所有者にはいきません。

委員長：

所有者全くいかないの？

事務局：大内

はい、活動に対する支援ですので、活動に参加したときの経費等については、当然、4,400円から支払う形となっております。

委員長：

建前はそうであっても、だから結局活動する人は所有者だけになっちゃうんじゃないの。違うの？

事務局：大内

ちょっと、農地水のほう、1階部分と2階部分とありまして2階部分の営農活動については、直接農家

高橋農村振興課長

お金はどこへいくのかと聞いているんだから、所有者ばかりじゃなくて、非農家の皆さんにもゆく場合があるのでは？

事務局：藤島

説明します。1階の共同活動につきましては、先ほど言った、参加された方、農家、非農家にかかわらず、参加した方に日当と言う形で支払われる。ですから、所有者だけにいくんじゃなくて、参加、活動に参加された方にそのお金がいく。2階の営農活動支援、これは別なんですけど、2階は環境保全農業でございますから、取り組んだ農家にお金は行きます。こうなってます。

委員長：

2階部分はだから有機とか何とかでしょう。

事務局：藤島

他の慣行栽培に比べてかなり力をいれて、骨折ってるわけです。ですからその分の補償というかたちで農家に直接お金がゆきます。

委員長：

それでその1階部分に関しては、活動に参加した人にいくということであれば、自分が持ってる農地をじゃ、活動に私は参加しないから、そこから抜きたいっていったらどうなるの。私が農地所有者だった場合。皆さん何か活動すすめてるらしいけど、網かけてるけど、俺のところはやだよっていったらどうなるの。そういうこともあり得るわけですね。その活動を主にするならば、利用活動を主にするんだったら、そういうことがあり得るわけですね。

事務局：藤島

この施策に取り組む前に、活動組織が市町村と協定を結ぶんですが、どういう資源、資源というのは水田もあれば道路、水路、ため池などがございませう。どの資源の部分に手をかけていくかと、自分たちが向上させていくかということを決めます。ですから、私のところはこれをしなくてもいいとか、したくないというところは、そこは虫食いのように抜けます。これはほんとだったら市町村の指導の仕方としてそれでいいのではという話で、やりとりはあると思いますが、虫食い状態では、この施策の効果が発揮しませんので、基本的には連担というかたちで、まとまった農地、まとまった資源でこの施策に取り組むようにということで指導しております。

委員長：

要するにですね、そこに農地を持っている人たちが資源としてそれを管理したいから、その管理をするために資源としていように維持したいから、その何らかの活動組織を作りますよと。その活動組織に対して補助金が出ると、こういう仕組みでしょ。その活動に対して色んな人達がいるようにしましょうねって話なんでしょ。だから、その補助金が活動にっていても、その地域の農地という時に、その地域とちょっと離れたとかあるいは、地域内の人でもいいけど、農業に関係してない、あるいはそこに農地持っていない人が入りこむインセンティブをどのようにこの中にビルトインしてるんですかってそういう質問なんです。僕の質問は、してないんですね。つまり活動の中で、何かその活動自体が非常に意義のあるものだったら、都会の人だろうが、あるいは地域の人だろうが、参加したいという気持ちはなるけれど、それがその何かあの人達が持ってる農地を良くするために、水路を保全したり、何か生き物調査したりするんだってさ、っていう話になっちゃったら、これ参加しないですよ。どうですか。だからそこにはもうひとつ違うロジックが必要なんじゃないの、っていうことを僕は語って、言おうとしてるんですけどね。

はいどうぞ。

高橋農村振興課長

なかなか難しい話でちょっと。先生のおっしゃるところはですね、まず個人の所有している農地は、交付のそれはお金の対象にはなりませんけれども、活動そのものの対象にはなりません。ですからAさんの所有している田んぼは相変わらずAさんの管理をするということが基本です。今回我々がやっているものはですね、皆さんの共有財産である部分。例えば水路であったり、道路であったりそれに関連する附帯の施設関係、こういったものはAさん特有のものではなくて、みんなが地域をこれからも農業生産やったりしていくために必要だということで、そこをこれまでは農家だけでやってきたんだけど、それがままならなくなってきたと。ですから、そこで住んでいていろいろ恩恵を被っている非農家の方々を組み入れて、その地域活動をこれからも大事に守っていこうという新しい仕組みを作ろうとして、今回やってるんですね。

委員長：

わかりますよ。だから要するに土地改良区がやってきたような仕事を農家自身の自主的な組織をもってやればOKだよ、という話になって、それはよくわかるんですけども。それをでも中山間地でも結局活動に対して出してますね、中山間地直接支払いでもね。活動に対して出してるんだけど、あれは結局運用であるけど、一人ひとりの所有者にいてますよね。今回の場合はそれはいいんですね。

事務局：大内

そうです。

委員長：

農地水環境保全の時には、10アールで4400円だという話があるけど、それは参加しない農家にはいかない、ということでいいんですか。

高橋農村振興課長

基本的にそういう考え方です、中山間地域の部分は条件が悪いところだということ、やはり維持していくための農家の条件不利の補填ということで、農家の方々には半分相当のお金は入れられるような仕組みになってます。今回の農地水環境向上は直接農家の土地を守る何がしに出すのではなくて、共有の財産的に扱う、先ほど来、お話ししてる水路とか道路とかそういった施設をこれからも維持できるような仕組みを作る、そういったところにこのお金を補填するというのが基本的な考え方です。

委員長：

わかりました。僕はそれ、参加者の面積割りするのかと思ってました。

高橋農村振興課長

違います。

委員長：

違いますね。そうすると参加の貢献割ですね。貢献割合ね。そうするとその何て言うんでしょうか。収支決算書というのは、そういうふうになるという。

高橋農村振興課長

度数の多く参加した方々がそれなりの恩恵も被られるのです

委員長

それ小学生もそうですか。小学生もそのような

藤島

あくまで、大人対象となってます。当然子どもにはそういうものはおかしいものですから、参加の記念品的なもの、例えば文房具とかですね。そういうものでもって子どもには理解させてもらってます。

委員長：

わかりました。ちょっと制度のことで、ごめんなさい。混乱させちゃって。それで私の最初の質問はかかってですね、土地改良施設が維持できなくなった時に農家の出役でもって、それをやろうよって話があって、なかなかそれがうまくいかないということがありましたけど、今回のこの方々たちしかも非農家も含めて、こういった活動に参加させる時のですね、このモチベーションをつけるための手法、それはいったい何なのかっていうところだね。そこが最初の質問なんだ、実は。

高橋農村振興課長

非常に難しいんですよ。この間私共の中山間でもそうでしたけれども、きっかけとそれから手法それ

から継続の仕方というパターンが出るんだと思います。ひとつにはですね、例えばの例ですけれども、ワークショップをやってみよう。NPOさんも入れてですね。地域のいい所悪いところ、こういったものを分析しながら、将来自分たちがこの地域に住んでいく中で、守っていくべきもの、シンボリックなもの、そういったものを共有の認識をしていくという、過程があります。そういった中でこの例えばシンボリックな水路を色々な、生態も優れているのでみんなで守っていくような、コンセンサスが得られます。そこで、そういったものを守っていくべき組織として今回の活動組織として成り立っているような場合もあります。それから、やはり行政主導というか、先ほど、お話の年輩の方々が多くございますから、そういったところで、守らねばならないという大義があって、そういうところから地域ぐるみでやっぱりやっていかなければならないだろうと非常に義理堅い方々のような形もあると思います。そういう色々な過程がございますので、ある一定の手法でどういうふうにビルトインするんだろうかということではですね、話し合いの中から成り立つ過程の中でございますので、これといって私どもから示しているということではないんですね。

委員長：

よくわかりますけれども。だからね、そこであれでしょ、多分そのモチベーション高める目標は多面的機能なんですよ。多面的機能をどうやって維持するか、要するに環境問題とか、そういう時にその今まで宮城県がやってきた保全隊が何やってきたかって、あのノウハウが生きてくるってことなんではないのと、そこを言いたかったんですけどね。だけどそういう活動をでもしないと、とても小学生や他の人達は入ってこないような気がするという、そういうことを申し上げたかった、ちょっと回りくどく言い過ぎて、申し訳なかったですけど。だけど今課長がおっしゃった、義務的に入ってこざるを得ないってのは、これもリアリティのある話で、しょうがねえなあと。その要するに先ほどの小規模農家だとか兼業農家、これ小学生がほとんど6割でしたっけ、両親が農業以外の職っていうのは、これはあれですかね。兼業農家なのかもしれないですよ。農業やってないかもしれない。こういう人達が農業を通じてこういう作業を通じて、農業に対して理解をするためにという、だからね、土地改良区が今までやってきたなんていうのかな、蓄積っていったら、やっぱり保全隊の蓄積なんですよ。これね。そういうことだと思うんですけどね。そういうことで大体何をやってきたかを、ご理解いただければ、それでいいんですけど。さて、いったんこちらのほうへ話を戻しますけど、いかがでございましょうかね。どこからなりと。

長田委員

ちょっと意見を言っているんですか。質問とかっていう意味じゃないんですけど。ちょっとひっかかった、気になったところがあったんですけど、小学生の参加、活動参加についてのところなんですけどね、アンケートのとり方っていうか、纏め方の部分じゃないかなと思うんですが、活動に参加した82%の小学生が今の場所で暮らしたいと思ってるっていうね、一行があるでしょ。私これ、パット見て、志低いとかね、上昇志向がないな、子どものくせにって一瞬思ったんですよ。これは、若者っていうのはね、上昇志向とかあるから、志があるから、一回は自分のところから飛び出したいんだと、だからUターン狙ったほうがいいんだっていう意見も私聞いたことがあって、なるほどなど。私達の子どものころはもっと広い世界に行きたいと思ったもんなどという感想を持ったんですが、これはあんまり誘導しないで、これは多分小学生がね、楽しかったんだと思うんですね。その日。だからお父さんもお母さんもまだいる、ちゃんといるでしょうし、責任もない。だから無邪気な発言でこれが、こういうふうにアンケートになると、え、これ後継者になるのかなみたいな錯覚をあたえかねないので、ここまでやっぱり突っ込まないほうが小学生の場合いいのかなと。中学生、高校生になってね、自分自身がどうしようとか、そういう時にやっぱり農業は大事だとか、親が生き生き働いていたから自分も農家だ、っていうんだったらこれはOKなんだけど、小学生の場合ここまで突っ込まない方が安全かなっていう気がいたしました。感想です。

佐々木委員

ちょっと質問です。多分、委員長がさっきお話になっていたことに若干関係するのかもしれないんですけど、アンケートの評価で、ですね、わざわざ参加者が延べ約24万人で、うち非農家が延べ6万人、

25%と、お書きになってらっしゃる。これは要するに、この組織の中ですね、非農家の構成割合というのが、もともと何%なのか、それがないと25%が持つ意味がイマイチわからない。というのと、小学生のアンケートの中身なのですけれども、小学生の62%は両親が農業以外の職となっているわけですが、これで非農家ってということではないですよ。おじいさんが農家をやっていたら兼業農家になるわけで、その辺のところはどうなのか、というふうに思ったんですけれども。

委員長：

そうなんですよね。農家、非農家がどうだっているのは非常に難しいんですよ。今450万、900万の全国900万の農家と称する非農家や農協組合員がいるんですけど、そのうちの450万が農家だと言ってんですけど、実際の販売農家200万ですからね。そうすると、200万の倍の250万の人達は何なんだって。それから、農地持ち、土地持ち非農家っていう概念では、90万戸ぐらいありますからね。土地持ち非農家ってというのは、あれは非農家が農地を持ってると、農地法違反になるから、農地を土地って言い換えてるだけの、統計上の操作ですので、農家っていう、農業って何だかって話になっちゃうんで、ここで厳密にしないと、何かわけ分からないことになっちゃうんですけど、ほんのこのこと言うよね。だから農業以外の職ってなってるけど、この中にも農業をやられてる方がいて、多分お勤めがあって、職業はってなると県庁職員っていうかも知れないですね。農業やってるって言わないかもしれない。そういう意味では農家、非農家の確認ってというのはちょっと注意しないと危ないということですね。いえいえ、答えなくていい。

事務局：大内

佐々木委員の質問ですが、1点目の非農家の構成比率というのは、こちらのほうについては、データはございません。なのでこれから非農家としていく上で、参加人数というものを当然把握しておかなければならないだろうということで、国のほうの報告義務の中に参加人数っていうのももちろんございまして、アンケートのほうでしか確認できないということで、今回実施したものでございます。小学生ですね、62%非農家という表現なんですけど、確かにお父さんかお母さんが農業をやってますかという質問だけしかしてません。おじいちゃんおばあさんがやってるかどうかっていうことで、実際は家の中では農家をやられてるところでも、あくまで、両親がですね、農業者ではないということの回答で御願います。

委員長：

じゃあね、この辺でちょっとコーヒブレイクでもしてですね、アンケート調査に関してはこれは、行政対応上こういうことでやりましたということを了承するということですね。それでいいですよ。もしも何て言うんでしょうか、農地水環境保全向上対策をもうちょっと何か政策化って、県で政策化してどういったところでどういうその施策を講ずると有効に機能するのかっていう話をですね、やるためのアンケート調査だとすると、都市部農村部あるいはその農家率だとか、色んな指標とクロスさせながら分析できるようなアンケートにしていくと非常に政策立案にとっては良くなるのかなという印象を受けましたという、一応これはこれで少しコーヒブレイクに。

長田委員

一つだけ聞かせて。これの活用法を教えてください。

委員長：

これどうやって活用するんですかって、質問が出ました。どうですか。

長田委員

ただ作っただけ。

事務局：大内

こちらのDVDにつきましては、先日七夕祭りとかですね、そういう色々なイベントの中で当然、都市、

宮城県民の方々もしくは、そこにいらっしゃった方々に宮城の農村関係とかをきちんと見て欲しいということで作成したものでございまして、無料であちらこちらで上映しています

長田委員

イベント、イベントのときに？

事務局：大内

はい。

委員長：

多分これは、これ以上議論すると長田さんからああしたい、こうしたいっていっぱい出るんでしょうね。知らない風景が結構あってですね、どこなのかなってというのがわかるとよかったなという気がしますね。何か山の上にマンションが建っているのがある、どこなんですかね

佐々木委員

確かに、農村と都市の風景が絡んだところが、どこなのかっていうのは知りたいですね。

委員長：非常にリーズナブルで農村と都市が近い

島谷委員

このDVDは、欲しいという方がおられましたら、頂くことはできるのでしょうか？

事務局：大内

残部が有る限り可能です

長田委員

どのくらい作ったの。ま、これはダビングすれば簡単にわりかし簡単に作れると思うけど。

事務局：大内

ちょっとすいません、担当が別なものですから、部数までは把握してございませんが。

高橋農村振興課長

1500ぐらい。で、監修というか私共のほうで先ほどお話した230何点の景観のコンクールやった際にですね、写真から作りだしたものですから、お金はかなり自分たちで作ったような形でやったわけですから。安く仕上げてます。もしご入用でしたら、いかほどか

長田委員

そうね、今ダビングはね、割と安くできるから、リーディングも安くできるから。

委員長

そうですか、これを要望があれば、出せるということをお委員の方々に認識しておいてもらって。一つだけさっきの、農地水保全向上対策なんですけども、市町村で共同の町づくりだとかですね、コミュニティーセンターを作ってコミュニティ活動結構やってる市町村が出てきて、特に合併町村でそれが多いいんですけど、それと農政とリンケージしてないんですよ。だからできるだけやる人は同じような人たちなので、そのコミュニティ作りの部会みたいなのもいいんだと思うんですが、何かそのへんリンケージをしていくと、人的資源がですね二重三重にその使われなくて、通しでもって使われていいじゃないかなって気がするんですけどね。それは県がやるってということよりやっぱり市町村になんらかの形で委ねたほうがいいかなと、市町村も大変だからそんなのやだよっていうかもしれないけど、そういうことがあってもいいのかなという気がするんですけどね。これは今まで水行政、土地改良区がやってきたんでなかなか市町村行政と一体化しないところもあるんだらうとは思いますが、少しその辺は政策立案するときに頭の隅っこのほうに入れておいてもらえると、いいのかなという気がしますね。い

かがでしょうか。どうでしょうか。それとも続けてやりますか。ここで休憩って書いてある。10分で、今55分なので3時5分くらいまで休憩します。

(休憩後再開)

委員長：

さて、それでははじめますか。おそろいのようなので、それでは再開をします。次は2,30分ぐらいでぼんぼんと参りたいというふうに思っております。まず中山間地域等直接支払交付金制度。じゃ、これは事務局の体制が整い次第、報告を説明を御願ひしたいと思っております。

事務局：白瀬

それでは、引き続きまして中山間地域等直接支払交付金事業をご説明させていただきます。座って説明いたします。今回、資料として出しているものは、中間年評価の結果について資料を提出しております。この中間年評価というものは、この事業が創設されたときからですので、平成17年からですね21年までということで、この直接支払い事業は第2期対策ということで進められております。その前に、第1期対策ということで平成12年から16年まで1期対策ということで行なわれております。今回のものは、17年からの2期対策の5年間ですけれども、その中間年ということで平成19年、昨年度に、その評価が実施されました。この資料については、評価の結果について後ろのほうに少し県の評価の結果、それと別冊の資料で国の評価の結果という資料を添付してあります。今回はこの昨年行ないました中間年評価の結果の中に、全部で253協定が県内で実施されております。この中で市町村によって昨年評価を実施しまして、その結果一部取り組みに遅れが出ているとみられる集落協定が、4協定ほどありました。これらは、返還等まではいたっていないんですけども、そのことにどういうふうな指導、助言とかをしてどういうふうになったのか、というふうなものを、今回まとめております。2ページ目のほうに、その資料をまとめてございます。ちなみに4協定については、集落名は伏せておりますけれども、角田市が3協定それから丸森町が1協定という内訳になっております。まず角田市のA集落というところですけども、ここで何が問題になったのかということですけども、評価のですね、該当項目の欄にありますけれども、農用地と保全マップ、これが必須条件という、必ずやらなければならない要件ですけども、この中で、農地の法面それから水路、農道等補修改良ということで、草刈とかですね、それから水路のですね、泥上げとかですね、そういった協定で事前に決めてあるところを、個々にそれぞれですね一緒になって作業するというふうなものでございます。その何が課題か、問題になったのかということですが、非常に回数が少なくて年に1から2回ぐらいしかやってなかったということで、じゃ、目標に対してどうなかっていうと、目標はですね、回数とかはないんですけど、非常に回数が少なかったというふうな形で、この辺が市町村のほうから、もっとやらなければいけないではないかというふうな形で、指導を受けて、回数のほうを増やすような形で、がんばったというところがございます。それからあと2つ目が角田市のB集落というふうなところになっておりますけれども、これが評価の何で問題になったところかは、多面的機能の発揮ということで、これは必須要件になりますけれども、として自然の生態系の保全に関する学校教育等との連携ということで、具体的には蛭の郷づくりというところを目標にこの集落は設定しております。ここで何が問題になったのかということですね、学校行事等との日程調整が付きにくくそれらの活動が、うまく発揮されてなかったと、進んでいなかったというふうなところでございました。これについてはですね、学校側との調整を進めまして、その後ですね蛭の郷づくりも進んでおり、今年度、学校との連携も行われ、取り組みについては進展しているというところがございます。それから3つ目がですが、角田市のC集落というふうな形ですけども、ここはですね、担い手育成というふうなところがですね、認定農業者の育成と具体的に。これが目標3名でございました。これに対してですね、評価のところはどうだったのかということで3名のうちですね、2名は認定されておりました。ただ残り1名ですね、これについてはまだ決まらなかったというところがございます。これについてはその後残り1名も認定される予定で、現在進めているというところがございます。それから、丸森町のD集落、これについても同じくですね、認定農業者の育成というもので要件の中に入っています。これが目標1名でございましたけれども、候補者が、2人ほどいたけれども、それぞれ、基準とか、あとはやる気の問題とかいろいろありまして、決まっていなかったとい

うところですが、何とか集落の中で調整しまして認定の申請を来年の1月の協議会にかける準備を行なっています。ということで、要指導、それから助言の該当だった4協定については、このような形で、一つ一つ進んでおりまして、最終的に目標を達成できるような形で現在進めているという状況でございます。1ページ目のほうに、ちょっと戻っていただきまして、全国のほうは例えばどういうふうな状況だったのかというふうな形で、参考資料といたしまして別冊でつけておりますけれども、要点を1ページの下のところにとまとめております。全国の状況では、この協定数、2万8000ほど全国で協定が締結されております。その中で、必須事項、いわば必ずやらなければならない条件のところですが、この中で集落マスタープランの作成とか、それから水路、農道等の管理活動の取り組みができなかったために4協定については支給停止が措置されております。内容的にはですね、支給停止が3協定、それから遡及返還ということで遡って返還というものが1協定でございます。あと、その他に、この制度ですが、満額ですね貰うところとですね、それから基礎単価ということで8割貰うものがございます。その中で、ハードルの高いものが10割単価といわれるものですが、満額貰うもの、というのがありますが、この中で要件が少し厳しくなりました、中で担い手がいなくなった等の理由において、その要件を達成が困難になったというふうなことで、100%の10割単価を貰っていたものを8割単価に、最低限の活動をすればもらえるのが8割なんですけれども、その8割単価に、落として遡及返還措置がされたものが47協定ほど全国ではありました。具体的には、全国の参考資料としまして、中間年評価の結果ということで国のほうで出してる資料を添付しております。時間の関係上これの詳細説明については省略いたします。資料の4ページ、3ページから、県の中間年評価書を添付しております。具体的には4ページからです。評価書ということで出てきます。概要的なものとして、現在実施している市町村数が、14市町村が取り組んでおります。それから協定数が253協定という形になっております。それから面積ですが、具体的な交付面積ですが、これが2185ヘクタール、要は今後5年間を守っていきこうという面積です。その内訳としまして、先ほどの基礎単価というのが、となりの〇にありますけど、これが1100ヘクタール、これら満額でなくて8割単価になるものがございます。それから体制整備単価と書かれているのがありますけれども、これが、満額もらえる10割単価というものでございます。これがハードルの高いものになりまして、それからその他に、色々物によって加算されてくというふうなものが若干ございます。地目別の交付面積として田んぼがほぼ大体を占めているということで、水田が、約2000ヘクタールほどでございます。あとそれから傾斜区分とかでございます。金額としましては交付総額2億8000万ほどが交付金として支給されております。それで中身的に先ほど少し話がありましたけれども、どのように分配されてるのかというふうな話ですが、個人に渡っているもの、直接農家に渡っているものが、約1億1000万ということで、40%ぐらいですね、それから共同で取組んでいる活動に、先ほどの農地水みみたいな形で使っているものが、60%ほどになっております。下のほうに今回の要指導、助言の協定数ということで、4協定ありますけれども、優良、それから適当というふうなものがほとんどでありまして、42それから200という形になりまして、返還等は0というふうなことであります。それから5ページのほうに、内訳的なものが入っております。今回の5ページの下の方の、市町村評価の結果というふうなことで一覧表がございますけれども、農用地等保全マップ活動の実践というかたちの項目、それからA要件という項目、それからB要件、加算措置とそれぞれありまして、要指導、助言の協定のうち農用地等保全マップがひとつ、それからA要件が3つというふうなことで取組をされております。次のページのほうはですね、それらのデータ関係を、グラフ等にしてまとめたものでございます。そこは今年の3月の委員会にも提出しておりますので詳細については省略させていただきます。説明等は以上でございます。

委員長：

はいありがとうございました。ポイントを掴んで補足をいただきましたので、要旨はおわかりかと思えます。全体からでございますが、質問があればどうぞ。はいどうぞ。

島谷委員：

4ページ目の一番下の項目ですが、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況について、優良42、適当200、要助言・要指導4だったということと、その4つの内容を伺いました。適当に200ということですが、これは、かなり優良に近いところと、要助言・要指導に近いところのものす

ごく幅が広いものでしょうか。

委員長：

そうですね、適当ではだめなんだ。どうですか、これ。中身は幅があるかどうかってことなんですけども。

事務局：白瀬

優良、適当それから要指導というような区分けの話になるかと思えますけれども、これについては、国のほうのところにも書いてございますけれども、要は細かく各項目を評価しまして、それでとかとか×とか、そういったものをつけているわけです。国のほうのですね、8ページ、国の方の別冊の資料にあるのですけれども、これの8ページに、基本的な考え方というところが載せてあります。この中で、例えば真ん中へんに、例えば というのは優良、それから が適当、あとは今のままで達成が見込めるとかですね、そういった評価の仕方でもってやっております。細かくですね。それが何項目もありますので、それをまとめましてですね、たとえば または が6つ以上あった場合には、かつ×が無い場合には優という形になっています。それから4つ以上かつ必須に×が無い場合は良、ここは良という形になっていますけれども、県のほうでは適当というふうな形になるかと。そういう形でとかですね、×の数的なもので、半分機械的にやっているような形になっております。

委員長：

これはあれですよ、市町村から上がって来たのをこれ分類しただけだから、その中にはどういう項目があるのかということは見てないかもしれませんね。良が適当ですもんね。適当がこれが4以上だから4か5かしかないから、そんなに違わないかもしれないですね。

西山委員

これは何を議事しているかよくわからないですけども、普通プランがあって、アクション、ドウやって、チェックというところに、これは行動評価をしているので、中山間地域交付金制度の中間年評価としてはですね、ほんとにこれでいいのだろうか。たとえば、集落マスタープランに定めた取組むべき事項の達成状況とここに書いてあるのですが、そのマスタープランの10年から15年後の集落の将来像を明確にしてその将来像の実現に向けて、今後の活動内容を書いてあるのですが、活動内容のチェックだけに終わって、達成すべきところの到達点というのがよくわからないなというのが、ほんとにこういう形でいいのだろうか。6ページ以降、こちらが主文で評価書のほうがあれかな、逆じゃないかなというのが1点です。それから例えばこの要指導とか適当とか優良とかあるんですが、評価書であるべき以上ですね、これをやって次のアクションは何をおこなうか、ということがあってしかるべきだと思うんですが、そのへんはどうお考えなのかということで2点。お願いします。

委員長：

よろしいですか。要するにその中間評価の評価は、この規定どおりにできたかできないかという評価もさることながら、将来像の実現に向けてどうすべきかということとをどのように作ってるのかというあたりをですね、重点にしたほうがというご意見のようですが、いかがですか。

事務局：白瀬

はい。まずこの評価としましては3年目ということで、5年間の事業なわけなんですけれども、これを継続していくべきかどうかというのがまずひとつあるかと思っております。要はこの事業の中で出てくるのがたとえば目標を達成できない場合には遡及返還、最初からもらってる分までさかのぼって返すというものがございます。非常に直接農家のほうに、先ほど4割ぐらいお金として入ってくるわけでございますけれども、それらも、遡及返還と言う形で関わってくるわけです。その辺がたぶん、一番多い、一番お金的に、最後になって返せっていうふうな形になったところでは、非常に大変だということの中で中間でたとえば支給停止なり、国のほうでありましたけれども、支給をそこで止めるとか、そういった状況を見てやるというふうなかたちで、割と傷の浅いうちに判断をしてやっていこうというふうなところ

るが一つの大きな点かなと思っております。

委員長：

実は今日のこの議題の中にですね、中間年評価は中間年評価としてあるんですけど、その後の対応についてって議事次第がなってるわね。だから、その後の対応をどうするかという議案が出てくるのかというと、どうなんでしょかね。評価は評価で、これ評価した。ね、だからこれはいいでしょう。それで5年後にこの事業を継続するかどうかというのに対する参考にもなってますよね。そういうことを議論するんでしょかね。これはいい、この政策の中身からどうなるかっていうことで。それともこれは評価だけでいいのかな。

事務局：白瀬

それでですね、評価を去年いたしまして、その中で今説明しました4つがですね、半分引っかけたような形になるんですけども、それらがどういうふうに対応されたのかというふうな形、その後、フォローをどういうふうにしたのかという形で今回説明したものであります。

委員長：

なるほどね。そうかそうか。要するに角田と丸森が評価して、その後こういう対応しましたよということ、これは議題ですね。わかりました。これ、僕ちょっと質問なんですけどもね、市町村に評価任せて、×でやってそれでそのつけ方だとかに関して偏りというか市町村による違いってのはどうなんですか、ないんですか。角田が厳しそうですね。

事務局：伊藤サブリーダー

昨年、評価をするにあたって一応各市町村の担当者としり合わせをしました。あんまり細かいところまで突っ込まないで、なんていうんでしょう、なるべく差が出ないようにということで打合せをしましたので、それほど差が出てないのかなとは思いました。ただやはり性格もありますので、ちょっと厳しめに立つところもあったと思いますけども、基本的には、すり合わせしたうえで、アンケートを実施しています。

委員長：

わかりました。じゃこういう厳しくやってるところもあるということは、ある種健全だということですね、先生方よろしければ中山間地域等直接支払の件は、角田、丸森このように対応したということによろしければ、次にまいりたいと思いますけれども、いいですか。はいどうぞ。

長田委員

私も去年も宮城県は結構がんばってるなという前回からなんですが、そういう印象を持ったんですが、先ほど委員長からも、宮城県のは、結構取組がんばってるという評価をしましたよね。冒頭に。ただこの5年後にまた継続するかどうかというの、きっとこれは全国的な問題ではないのかなと思うんですよ。そうすると、全国の状況は簡単に教えていただけますでしょうか。その取り組み如何にかかっていると思う。宮城県だけじゃあやれということにはならないでしょ。

委員長：

どうですか。他の県、全国どうなんですか。

事務局：白瀬

全国の状況ですけども、農林水産省のほうで、制度的なものについて現在検討を進めてるところでございます。

長田委員

まだ結果は出てないことですね。

事務局：白瀬

この事業として、最終年評価というものもございます。これが、現在作業をまだ進めてるところでございまして、来年の8月までには、その最終年評価というふうな形で結果をまとめて出すというふうな形に制度上決められておるものもでございます。そういう最終年評価というものについては現在、まだ検討中でございまして、詳細な内容とかそういったものについては、まだ県のところまではおりておりません。

長田委員

アバウトでもわからないの。全国的にはこれはいい制度だったと評価できてるよとかって。

高橋農村振興課長

お手元ですね、国のほうの中間評価したものの一番後ろのほうに第三者機関からの委員からの意見等というのが添付されておりました、まさに今うちのほうの委員の皆様方からもいただいているような形で、前段のほうの細かい部分、評価結果に対する総括的意見、協定ごとの総合評価結果に対する意見等々が出てですね、後段のほうになってくるとその他の意見というのがございます。先ほどお話ししたとおり、制度としての是非論もまた出てくるわけですが、ここの意見を言いますと先ほど西山委員からお話があったように、この制度そのものの進捗としてどうなんだろうと、今後の行く末もどうかなというような文面なども出てきておりますので、今私どもが提供している情報というのは、非常に細かい小さいところのお話で4つの協定どうでしょうかというお話もさることながら、全体的にはですね2期目、その次にいくかいかないかというようなお話をするまでに、まだ私どもの県の情報としてはいたってませんけども、国のほうではおおよそこういった形ですね、全体的な評価の取りまとめなどもされてきておりますので、もう少しそういったところの情報を分析しながらですね、次回またお話できればなというふうに思っております。

委員長：

効果があったっていうことはあるんですけど、たとえば耕作放棄地だとか解消するだとか、あるんですけどね、しかしそれが、ほんとにこの制度なのかどうかというふうなことが、この制度によってようになったのかという、たぶんそうだと思うんですけどね。それとね、やっぱり官僚制度にのってるんで、いったんできた制度っていうのは、つぶさないですよ。こんなこと言ったらなんだけど。それでつぶさないのと1期から2期までいく時にですね、ちょうどこれは島村宣伸先生が農水大臣で、政治決着持ち込んだんですね。予算はつけなくて、最後まで財務省予算付けなくて、島村大臣の手柄だったというふうにして継続したんですよ。だからね農水省としては継続するという意向は持ちつつも、最後は政治状況によってどうなるかわかんないってことなのかもしれない。選挙がいつかわからない状況ですから、これもどうなるかわかんないってこともあるんでしょうし、しかし、実際の担当者レベルでは結構効果が農村の耕作放棄地維持やあるいは高齢化に対する、農村の維持ということに関しては効果があるという評価がありそうなんですけどね。それではこれは承認いただいたということで、第3号いよいよふるさと水と土基金の有効活用についてまいりたいと思います。いかがでしょうか。事務局から説明をいただければと。

事務局：藤島リーダー

はいそれでは、中山間地域等農村活性化事業、今後の事業展開についてという資料でございます。めくっていただきまして1ページ、はじめにということで、これはわが県の基金事業のあらましが書いてございます。現在中山間地域等農村活性化事業は基金の運用益、年間約1000万円をもとに事業展開を実施しております。その実施事業内容は地域住民活動を行う指導員や保全隊を組織し、それらを実施する活動への補助。あるいは中山間地域を対象とした写真コンクールなどの啓発活動を実施してございます。しかし、指導員や保全隊の活動の広がりにも限界が見られる。今後の事業展開の新たな手法として全国の調査結果をもとに、これは別冊で作っておりましたが、資料編と書いたものもでございます。この全国調査の結果をもとにですね、埼玉県は特徴ある活動をしてございますので、その埼玉県の取り組み

例をまずご紹介させていただきます。その優れている点についてわが県でも導入を図ってはどうかということで検討をすすめていただいております。それはちょっとさておいてですね、次ページ、2ページこの裏でございますが、そこに埼玉のやり方をですね、取り入れた場合の現行との施策概念図、この基金事業の施策概念図というものを示してございます。これは()となっているのが農業振興施策の展開方法についてということで、これにつきましては、わが課のアクションプランで農業農村の多面的機能の発揮、それと活動を通じた農村の維持回復と農業者の定住促進というのがアクションプランでございます。その中で文言として1から5まで。それから模式図として図の中に1とか2とか3とか4とか5とからありますが、これがその文言と対応するものでございます。変更はというのはですね、破線で大きく直払それから農地水のほうにもエリアが拡大というか広がってございますが、このへんをですね今回、提案をさせていただきたいということでございます。ちょっとこの文章読み上げさせていただきますが、一つ目。農村振興施策は農業農村の多面的機能の発揮を目指した活動を各事業を活用して展開することによって、集落コミュニティを活性化させ、農村の活性化につなげることを狙っております。二つ目としては、中山間地域等直接支払制度は中山間地域とその隣接地域のみを事業対象としており、平地農村との施策格差を保障してございます。三つ目。農地・水・環境保全向上対策は、地域を問わず生産環境資源の両方の保全を目的としておりますが、活動内容が直接支払制度と類似しており、活動の明確な仕分けが困難なため、我が県では中山間直接支払制度と重複をさせて、農地・水の地域を設定してございます。四つ目。この中山間地域等直接農村活性化事業は、中山間地域と一部その他の地域を対象としていますが、農業振興地域以外でも活動できます。たとえば少人数のグループでも活動が可能でございます。農地・水、直払のようにですね、集落全体のまとまりがもてない場合などもその2事業で対応できない箇所、資源等をカバーする形で、活用を行うということで、従来はここまでで止まってございました。あと5としてはグリーンツーリズムのことが書いてございます。今回の提案は、のまたって以降、ここにアンダーラインで引いている部分でございますが、県で行う地域資源調査や住民活動支援については、その地域や集落を活動単位ととらえ、各施策エリアにとらわれずに、調査研究活動を実施する。調査研究活動はですね、直払のエリア、それから農地・水のエリアも含む形でございますね、調査研究活動にこの基金事業を活用したらどうかという提案でございます。もっとわかりやすくですね、一番最後の4ページを見ていただきたいんですが、これが最初はイメージ図でございまして、この赤で委託となっていて、県あるいは事務所からですね、直接活動しているふるさと水と土保全隊それから、地域農業者もでございますが、従来はここにこの委託それから推進パートナー、NPOの団体などが無かった状態です。今回の提案は、この県あるいは地方振興事務所のほうからですね、委託でもって推進パートナーとしてのNPO団体などにその、ふる水の保全隊、更には地域営農を支援するようですね、ひとつそのパーツをかませて、従来の、ふるさと保全隊の指導、指導員が行ってたものをもう少し実務の経験豊かなNPO等がですね、後押しすることによって、連携を図ることによって、更にはこれらが調査提案することによって、もう少しふるさと水と土保全隊の活動を有意義なものに、あるいはそれから地域住民が望んでいる色々な活動に後押しをできるのではないかとということで、この部分を今回埼玉の調査事例を踏まえてですね、提案したいと思っております。また前に戻っていただきますが、すいません。3ページです。埼玉県を取り組み事例ということでですね、先ほど言った資料編のA3の、ちょっと字が細かくて見づらいのですが、これがこのふるさと基金事業のですね全国調査を行ったものの結果でございます。北海道から沖縄まで、全国で東京と神奈川ではやってませんが、それ以外では全てこのふる水基金事業を実施してございます。一時、タイトルに棚田保全っていうのがありますが、これは宮城県ではやってございません。この他の、北海道から沖縄までのですね、この活用状況についてを分析してみるとですね、ほとんど宮城県と大差ないんですね。なかなか組織もあまりよく出来なくて、じり貧気味だというところがございます。ここに埼玉県というところに つけてございます。埼玉の取り組みはですね、非常に目をひいたのは、全部で4つあるんですけど、その中でNPO法人とかあるいはコンサル、それから旅行会社等にですね、コンペをという手法を使いましてですね、提案型でその業者を決めてその受け負った業者がそれぞれ市町村に乗り込んで指導するという形態をとってきました。これが非常に我々参考になるなというふうに踏まえてですね、すいません、またもとの資料に戻ってもらいます。すいません。3ページ。埼玉県を取り組み例でございますが、具体的に埼玉では何をしているかということでございますが、1から4つ。まず、一つ目が地域資源調査。これについては主体はNPO法人。これは今回では事業主体のNPO法人を決めています。年間約30戸ほどで、100万円ほどの予算で単年度で実施し

でございます。何をやるかと言いますと、土地改良施設の交流拠点、農地等の地域資源の調査、それから地域資源マップの作成。あるいはフットパスルートの設定を行っております。これが地域資源調査というものでございます。それから2つ目。住民活動の支援ということで、これにつきましてもコンペ方式で、住民活動を支援する民間の委託先としてコンサルそれから、旅行会社等を設定してございます。これは1地区あたり200万ということで、これも単年度で何をやるかと言いますと、地域の魅力の再発見、ワークショップの開催による意思の統一、それからイベント等による都市農村交流の活性化、あるいは取組を継続させるためのビジネスモデル作り、あと、ということ、地域リーダーに地域環境講習会を実施するなどが。この中の1と2、地域資源調査それから住民活動支援、これが我が県です。これは参考になるのかなと思います。ですから、この地域資源調査と住民活動支援というのをです。先ほどお示した4ページのケースとイメージ図のように仕組んでですね、保全隊の活動それから地域農業者の要望等に具体的な話にというふうに考えてます。これあくまでイメージで、まだ具体的にどんな骨組になるかということは、今回お示しできませんが、これは次回にいろいろ我々として、いろんなところで検討してですね、お示したいと思っておりますが、こんな形で基金の有効活用を図りたいということの提案でございます。以上でございます。

委員長：

はい、ありがとうございました。以上のような内容であります。これ今までは、ちょっとお金のことは果実で運用してたんですね。3番目と4番目、地域リーダーの育成だとか環境学習会だとかってのは、

事務局：藤島

すいません、これは埼玉の例でございます。宮城県の場合は先ほど言った保全隊と指導員に活動に用のお金を交付しますし、それから我々のほうで研修等を実施して、それらのために予算確保しなければと。

委員長：

そうですね。それは果実でしたっけ。

事務局：藤島リーダー

果実でございます。

委員長：

果実ね。それでいくらでしたっけ。

事務局：藤島リーダー

約1000万でございます。

委員長：

約1000万果実あったの。

事務局：藤島リーダー

これは最近でございます。前は率が低かった。

委員長：

それだとも、埼玉方式をとるとしたら、これはいくら、500万上乘せと言う感じになるんですかね。それどころじゃないか。そのぐらいか。はい、わかりました。ありがとう。というご提案でございます。金額から見たらそんなに何か大きく変えようという話じゃなさそうですね。ただシステム、仕組みとすればかなり大きな変更になりそうです。要は農村の人々にお任せして、その中のリーダーを中心に保全してねって言ったのが、もうちょっとその人たちを支えるような外部の人を入れるということ

のようであります、ご議論いただければと思います。

佐々木委員

勉強不足でして、今のですね、現在のふるさと水と土保全隊、この人たちの活動とそれから今回、参考になっている埼玉県の取り組み、たとえば、とありますけども、この辺がどういうふうにリンクするのかというのが、分からない。要するに新旧対照表みたいに、ですね、今やっているのはこれこれで、今度はこうしますよ、というふうなのがないと、何か、いまいちイメージできないというか、どこがどう変わるのかなと。それを今からやるんだらうとは思いますが、なにかこの辺、取っ掛かりがないなという印象があります。これ、あれですよ、基金そのものは存続させて、その果実の使い方を、仕組み等を変えていこうという話なわけですよ。

委員長：

なんかそんな感じですよ。

佐々木委員

今やっている活動と、これから組み替えてやっていこうとする活動というのが、要するに仕組みは変わるんですけど、活動の中身としてどうなのかな、というのが分かるかという感じがするんですが。

委員長：

そのへんはどうなんですか。イマイチ

事務局：藤島リーダー

すいません、資料2ページご覧になっていただきたいんですが、ここに新旧対象ではございませんが、それぞれの施策の具体的な数字ございます。例えば直払の場合だと253協定で面積が2185ヘクタール。それから農地・水の場合だと1階分の共同活動、597協定の4万3885ヘクタール。ただ、このふる水基金事業につきましては、対象とするものが土地改良事業等で作った施設、資源、施設ですね、たとえば水路それから交流施設とか、そういうその箱ものとかそれからそういう水路、それからため池、そういうその維持管理ですね、そしてその維持管理をこういう保全隊が行うというもので、その保全隊に交付されるお金がございまして。それと、ここに書いてるように24の保全隊が県内にございまして。それからその保全隊をリードするとか指導するのが指導員でございまして、たまたま同じ数の24人が指導員として現在ございまして。そういうことであくまで、この基金事業については直払ではなくて、農地・水ではなくて、それ以外の施設を維持管理する団体の活動並びにそれらを指導する指導員の活動、さらにはこれらの活動を円滑にしたのが、研修等と。今回そのもう少しエリアを広げた、点線で広げたのは、施策そのものと言うか活動内容はほとんど同じなんです。やってみると言うのは、この3つをもう少し融合させた形の施策を我々できないかなと、つまり直払は直払、農地・水は農地・水、ばらばらにではなくてですね、宮城県として農村振興というひとつのテーマでもう少しこれを連携させて、有機的に結合させた形でひとつの施策を行わなければいけないと。そのために先ほど言った、NPOとかそういうところのご助言なりをいただいてですね、もうちょっとレベルアップさせて、もう少しその広がりを持たせてはどうかなというものでございまして。ですから今までやったことは言葉変ですが、ステップアップって言うんですかね、もうちょっと活動を連携させてはどうかなと。それらがさらに5番に書いてあるようなグリーンツーリズムのような都市農村交流のほうにも、こう広がっていければなというのは、直払も農地・水も当然都市農村交流というのは当然できることになってます。ですので、これからもう少し発展させてグリーンツーリズムのほうにあるいは、ここに書いてるように食育とかのほうに、体験学習のほうにもいけなかなということ、幅広の農村振興施策にこの基金事業を調査研究ということで、活用させられないかなというのが提案の狙いでございます。

委員長：

4ページを見てほしいんですけどね、4ページ、要するに佐々木委員の提案は、事前事後のフローチャートがあれば、このフローチャートがあればよくわかるという話なんです、あれですかね。この赤を

消す、消したら現在のになるんですか。

委員長：ピンクを加えて、埼玉方式ですね。そう理解していいんですね。

藤島：はい、そうです

高橋農村振興課長

ちょっとすいません。あんまりちょっと抽象的な図面にですね、先ほどの委員からのご質問に非常にまだ、充分答えにくい。やっぱり新旧対照表のイメージですね、これまでやっていたものとこれからやりたいものを明確にまだ示せないというところで埼玉県ではこういったものやってるんです、というところを参考にしたいなということもまだ、イメージでございまして、次回までには、もう一度ということで、事務局ではお話したんですが、先ほど来のお話で私どもが言いたかったのは、先ほどリーダーのほうからもお話あったように、幅広の活動をするためのある手法みたいなものを新しく取り入れてみたいということがまず一つ目なんです。その方法論がまだ決まってないうちに、これご提案なものですから、委員の皆様方にまだ非常にイメージできない部分があるなと思ってました。それで、正直なところですね、この基金の果実というのは約1000万ほどあるということになっておりますが、従来の農村活性化事業の延長線でいきますと、活動費が上限がおのずと決まっちゃうんですね。正直なところ1000万のうち600万台、300万ぐらいは余っちゃってそれを基金にまたこう入れてしまってるという実態もあるわけです。それで有効に活用するということから踏まえまして、私どもの農村振興施策というものは、今まさに中山間から始まりましてですね、農地水まで広く地域のソーシャルキャピタルみたいな概念も取り込んでやっていこうという部分がございますので、できれば地域がそのことによってプラスになっていく、あるいは所得が儲かるとか、具体のアウトプットが見えるようにするような施策を少し考えていきたいなということをご提案してるんですね。ですから非常に客観的なイメージで、わかりにくいなというところなんです。

委員長

要するに指導員だとか何か疲れてきてるといふようなこともあるんですが、農村政策を全体として見渡すときに、この制度を使って、とりわけ、故郷水と土保全活動というバックグラウンドを持ちながら、何かできないかと。農村政策として県単独で、単独なのかどうかわかりませんが、県独自の政策立案、行動ができるような仕組みが作れないかのこのようですけど、どうですかね、まだ抽象的ですけど。

西山委員

中山間地域も農地水環境も、地域での業務ですよ。だけど、今回のお話は県として全域としての施策のなにか調査研究することと理解していいんですか。

委員長：

県として全域なのか、あるいはこれは優良事例を調べて全国の優良事例を調査したほうがいいという話で、県の施策に役立つような調査事業をするという話

西山委員

ということになるんですよ。

委員長：

私も全然聞いてないんですけど。そうなんですよね。

事務局：藤島リーダー

ちょっと思惑なんですけど、この委員会の中身はそれぞれ農地・水それから直払それから、このふる水となってますが、一応その他知事が必要と認める施策、と言うことになりますので、何か宮城県独自のものを出せないかなと。要するに宮城県としての独自の色をこの基金を使ってですね、しかもこれは先ほど課長が言ったように、もう少し幅広にですねエリアを決め、特定してもいいんですが、決めてその中でモデル的な農村振興の施策を打ち出せないかなと、こういう今動いている事業をからめてですね、

グリーンツーリズムなど含めて、さっき言った所得に結びつくようなところまでできないかなというものを、我々の中では限界でございますので、さっき言ったNPOとかの力も借りてやれないかなというものでございます。

委員長：

すごい意欲的じゃないですか。どうですか。

西山委員

埼玉のは違うんですね。埼玉のは中山間だとか農地水環境で困っている地域に、こういう活動に使えませんかと言ってるわけですね。

事務局：藤島リーダー

ちょっと補足しますが、埼玉では、保全隊というのはいないんです。住民で何かやりたいところないかなと前もって聞くんですね。事務所通じて。そうするとこれがやりたいと手を挙げたところに対してコンペでそういうことに向いてるそのNPOとかを公募で決めて乗り込ませるわけです。そこで、いろいろと提案して、いろんなものを作って活動計画を作って、それを受けて住民が活動をやってる。おもにやってるのが、都市農村交流いわゆるグリーンツーリズムでございます。埼玉の場合はそうなってます。

佐々木委員

皆さん方が認識されていることと、たぶん私なんか認識していることは全然違うというか、私はゼロに近いのだと思います。だから、そのところの認識が埋まらないと、こういうものを出されても議論するのが非常に「いずい」な、と。だから埼玉県のごくこの事例、先ほど保全隊もないというような話がありましたけれども、その背景なりね、あるいは基盤なり、そういったものの話がなくて、埼玉の事例、これはいいよと言われても、ちょっと議論ができない、かみあわないところがある。

委員長：

だから議論の方向としては、この保全隊がどういう活動をしてきて、そのためについた、つけてる補助金があって、それをどのように使うかということは、保全隊を前提としてどのように再編してあるいは、これから抜本的なその農村政策、宮城県独自の農村政策を展開しようとするときに、私はこの保全隊をベースにしながら考えるというのはそんなに間違っただことではないとは思いますが、前提としていいのかどうか、前提とするとしたならば、何が欠けているのか。その欠けている部分をお金でもってどのように補てんするか。埼玉でやっているようなこともありだねという、そういうふうにと考えると、しっかりこれは抜本的な農村政策になるのかどうかという。それがオーソドックスな議論の仕方なんですよ。だから、今何がふるさと保全隊の何が問題で、何を解消しようとしてるんですかね。高齢化で、高齢化、高齢化で保全隊員が疲れてきている。それが問題なのかな。あるいは広がらない。それが問題なのかな。それをサポートして広げていくためには何が必要か、そういった議論かな。

事務局：藤島リーダー

今、委員長が言われたように、保全隊の活動は確かに限られた特定の施設なものですから、それが高齢者が取り組んでいるというのは間違いございませんで、確かにマンネリ化はしてる部分はございます。でも、せっかく保全隊を組織して作って我々援助してますので、できれば他の施策、農地・水、それから直払、こういうものも見せてあげたいんですね。ぜひ見てほしいんですよ。我々が見ようといっても、なかなか見せられない部分が多くてですね、いろいろそれぞれの施策ごとにその担当者会議を開く、それから研修も開くんですが、その横の広がりがないんですよ。ですから横の広がりを何とか、持たせられないかなというのが素朴なというか、我々の出発なんです。

委員長：

縦割り農村行政を壊す、という話ですかね。それはそれで非常に大事なことです。施策間の関連がないところを融合させようという、それはそれだけでも非常に大事ですよ。ということだそうすけ

ど、どうですか。ここでやってる3つの事業があるけど、その事業間の有機的関連性が現場ではあまり見られない。その施策間の関係性をより密にする調査事業やあるいは、その実際にそれをアクションに移すときの何ていうんでしょうかね、農家以外の団体との連携だとかっていうことを図るための予算を確保するということがいかなものであろうかという提案なんですかね。

島谷委員

農家の方々が、よその地域の農家の方々と交流を深めることと同様に、農家以外の方や農村部でない都市に住んでおられる方と交流し、連携を図ると言うことは非常に重要なことだと思います。魅力ある地域になるためには、そこに住んでいる方々が視野を広げて力をつけ、レベルアップをしていくことが大切です。ただ、連携はあくまでも手段で、地域の方々が自分の地域をどういう地域にしたいのか、そのために何をしたいのかということ、皆でしっかり見定めて捉えておかないと何のための連携かわからなくなります。先ほどアンケートの集計結果を伺いましたが、これまでは参加することが少なかった方や女性にどんどん出てきてかかわってもらおうというような地域の側の意識改革も必要ではないでしょうか。そういう意味でも、現在行われている3つの施策について、その関連性を密にして、横の広がりをつけるための調査事業などを行う予算を確保するということは、この施策を深めていくことと同時に地域力をつけるための方策として意味のあることだと思います。

委員長：

長田さんどうですか。

長田委員

ふるさと水と土保全隊というの、前前から言葉は聞いていたんですが、これは地域農業者とは連携ってここに矢印が書いてあるってというのは、地域農業者は入ってないってことなのかなって、今これ見て思ったんですが、地域の農業者も入ってるもんだとばかり思って話してたんだけど、ちょっと実態がどういう人たちなのか、まずひとつ教えてください。それから赤く色を塗ったところが、これからの課題だと、これから取り組む予定だというような説明だったんですが、推進パートナーとしてのNPO、団体などってありますけれども、これは地域のそれぞれの地域にNPO色々ありますが、私どももNPOやってまして、地方振興を主に、地方振興事務所の委託でこれまで生物の調査とか色々やってきたという経緯があります。これをもっと強化するという意味なのか、ただこの3年NPO作ってから今、4年なんですけど、結構委託が減ってましてね、大変なんですよ。委託が減ってるなあという感じなんですけど、これは改めてこれを推進していくという意味なのか、この財政困窮時に、この辺ちょっと…

委員長：

マキシмум600万だからね。他も含めてね。農家入ってないのっていう。

事務局：藤島リーダー

地域農業者として連携としたのは括弧した、下の部分です。農地・水あるいは直接支払い参加者も含むとこの方達との連携っていう意味なんです。最初からふるさと水と土保全隊は農家と関係ないとか言ってるわけじゃなくて、もちろん農家の方、それから自治会長とか要するに農地・水の代表者とか主な役員と同じレベルなわけですね。ですからあくまでここに書いてあるように括弧書きの部分がメインで農地・水、直払いと連携してっていうような委託、それから赤で塗った部分については、全く今この先ほど長田委員がいった、委託というのはあくまで事業実施している、たとえばNN事業をやっているその地区の中での生きもの調査委託だと思うんですが、これはそういうものにとらわれないでですね、もうちょっと幅広い地域に必要な色んな活動のための提案をしてもらうための業務の委託とかっていう意味にとらえてます。

西山委員

おっしゃられていることは非常にいいことだと思うんですけどね、まだまだこれをこうしますというところの整理がきちんとできてないんじゃないかなと。さきほど佐々木委員がいわれたように、24保全

隊の課題みたいなのはどうなのかとか、それから共同側からアンケートとかいろいろありました。農地水環境とかの課題がどうなのかとかいうのが、だから今おっしゃられたようなことが必要だとということの整理が少しできてないんじゃないかな。というふうに思います。

長田委員

まだ検討案とイメージって言うと、不確定要素は2つもならんでるということ、まだほんとに決めてなっていることなんですかね。

事務局：藤島リーダー

あくまでこの要素を考えたいということだけなので、委員のおっしゃるように、次回の検討会にはきちんと固めてからですね、ご提案させていただきたいと思います。申し訳ありません。

委員長：

そうすると、今日決めておきたいのは何かな。一応フレキシブルにお金の使い方を考えますよということが、ひとつと、じゃレクするともそれは農村政策、県独自の農村政策、もっと具体的に言えば施策間の融合や幅広の活動をしたいというそういうものに使うということで、フレキシブルなお金の使い方をしたいということのを了承を得るということでもよろしいですか。それはいかがですか、よろしいですか。具体的にじゃどういうふうにするかということに関しては、この展開の仕方のイメージに関しては第3回でご提案いただけるということですね。個人的なことで1点言っておくと、先ほどの農地水環境保全で色々な方たちが参加するインセンティブみたいなのはあまり見られないと僕は言ってあったけど、だから何か色んな人達がそれに参加するようなインセンティブ作るような活動して欲しいと思うんだけど、それはどうしたらいいのかっていう、目的のほうでもそうですし、それから活動の仕方のほうでもそうですし、そういうことに使うっていうんですかね、そういうこと少しそれはNPOで連携パートナーを作っていくことなのかもしれないし、あるいはコーディネーターだと新しいデータだとかを入れていくことなのかもしれないし、あるいはアドバイザー機能を充実するということなのかもしれないし、いろんなことが考えられると思いますので、そうしたことを少し考える予算であればいいなというふうに、個人的には思います。オフィシャルには先ほど申し上げたなんとかひろうかつ施策間の融合を果たしながら、県独自の農村政策を作る一助としたいということであれば、よろしいのではないだろうかということで取りまとめさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。じゃ以上で第3号議案も終わりなんですけど、あとはその他。その他何かありますか。

事務局：伊藤サブリーダー

それでは私、伊藤から説明させていただきます。参考資料としてグリーン・ツーリズム促進支援事業という冊子が入ってるんですが、こちらをご案内させていただきます。座って説明させていただきます。2つありまして、一つ目が、宮城型グリーン・ツーリズム推進検討懇話会についてです。宮城型グリーン・ツーリズム行動計画というものを平成16年度に策定、作成しています。この資料の1ページを見ていただきたいと思いますが、開催目的のところがございますが、平成16年度に宮城型グリーン・ツーリズム行動計画を作りました。その計画に基づいて、ここ3、4年、県としてやってきたわけですが、その中にはグリーン・ツーリズム推進協議会を作ったり、その協議会が運営しているホームページを作ったりといったものも含まれています。それで、産地直売所とか農家レストランなどが順調に増えていきますし、民宿は若干横ばいではあるのですが、今度、国で子供農山漁村交流プロジェクトという、ホームステイして1週間程度、農家に寝泊りして体験するというものを今年から始めていますが、それや修学旅行を含めて、小中学生の農山漁村での民泊が増えてきています。もちろん農作業体験ツアーも色々な形でやっていて、今回デスティネーションキャンペーンの中でも、こういった部分が入ってきてるものの、受け入れ農家の負担が、かなり増大しています。また、価格競争で、安くしないとお客さんが来ないとか、所得向上に繋がらない場合ですとか、結構農村も疲れてきていて、今後、所得確保的な部分も入れていかなければいけないということで、21年から24年までの4ヵ年計画として行動計画を見直すために、懇話会を開いたわけです。3回シリーズで考えていますが、1回目を10月17日に開いて、行動計画の見直しの主旨とか、事前アンケート調査の結果や分析をお話した上で、中身の議論をし

ていただきました。懇話会のメンバーとしては2ページにありますが、座長は宮城大学事業構想学部の宮原教授にお願いしています。ほかに旅行関係ということで、宮城県観光誘致協議会の事務局長であるJTB東北の三浦支店長、実践者の方では、農林漁家レストランや民宿、体験の関係、あるいは地域別にバランスを見てですね、合計9名の方をお願いして懇話会を開いています。まず、アンケートについて若干お話ししたいと思います、5ページ目を見ていただきたいと思います。具体的な議論を進めるためには、事前のアンケートが必要だろうということで、農家レストラン、民宿45軒、直売所が250ほどあるうちの5分の1程度、大きいところを中心に49軒、体験等を受け入れている地域協議会、市町村、農協ということで、159軒のアンケートをお送りしまして、その回収率が47%ということです。数的にどうなのかなということありますが、参考としてこの会議に出したわけです。6ページ以降に、それを纏めたものを書いています。まず現在、グリーン・ツーリズムの活動に満足しているかということで、満足している13件、していないが10件、どちらともいえないが16件ということで、やはり所得に結び付いていない、忙しくて本業に影響があるというもの、満足していない要因になっています。活動を続けていくことに不安を持っているかということですが、22名と、かなりの人が周囲の支援体制が足りないとか、後継者がいないとか、所得に結び付いていないとかいうことで、今後に迷いをもちながら活動しているという実態がございます。グリーン・ツーリズム全体における課題についても、周囲の支援体制、後継者不足、所得に不安があるということですし、自分個人の活動についても、周囲の支援体制、人手不足ということで、予想通りの結果になっています。市町村、JAについても、実践者が少ないとか、所得に繋がらないとか本業に影響が出るなどがありました。市町村としては地域資源の確保ですとか、窓口機能の強化、直売所の新設、地域協議会を作っていないところは、作りたいといった回答、JAとしても、独自の事業を作りたいといった回答もありました。これらアンケート調査の結果をもとに、議論していただいたもののまとめが、3ページ、4ページになっています。各委員から色々、農村の厳しい状況ですとか、旅行関係では結構外国人の客も見込めるのではないかと、農業でも地産地消というものがあるのですが、子どもたちも含めて、グリーン・ツーリズムに関係するお客さんは県内での自給がいいのではないかと、といったお話がありました。4ページに宮原委員長に総括をしていただいたものがありますので、これを読み上げますと、行動計画見直しにあたっては、宮城県のグリーン・ツーリズムとは何なのかと、次の4年間で何をを目指すのかといったことについて、共通の目標は必要ということであり、1回目の会議でご提案したのですが、前回の行動計画では、キャッチフレーズ的なものがなくて、各実践者、行政関係者それぞれ、自分としてのグリーン・ツーリズムの捉え方があって、ばらばらだったわけですが、これは共通の認識を持つようなキャッチフレーズが必要であるということについては、概ねご理解いただいたところです。県の行動計画として、何をどのように取り組んでいけるかを検討していきましょう。宮城県のグリーン・ツーリズム推進協議会が、できて3年ぐらいたっていますが、現行の中で協議会が行ってきたことの成果、総括をする必要があるのではないかと、いうふうなお話もありました。今後の方向としては時代の展開と新しい道を探していく必要があるということ、外国人のお話や、食の安全安心の問題による消費者の食糧への関心の高まりとグリーン・ツーリズムの連携、などがあげられました。全ての人にグリーン・ツーリズムで来てくださというのなかなか難しい状況になってきていますので、興味のある方、あるいは農村を守っていただくファンを増やすということを見せなくちゃいけないのかなというところが、1回目の総括でした。今後のスケジュールとしましては、12月中に2回目の懇話会を開いて、キャッチフレーズまで決まればいいと思いますが、年明けに第3回目を開いて決定するという段取りになっています。以上、懇話会の話でした。続きまして、もう1つは、25ページに資料2-1ということで、実は懇話会の中で、加美町の渋谷文枝さんがホームページで、ワーキングホリデーやるからおいでというふうな投げかけたところ、東京からご夫婦一組と大学生が2人来たということでありまして、米とりんごをあげるから稼いでくれと言って、稲の収穫をお手伝いしていただいたということなのですが、それが非常に楽しかったというお話がありました。実は宮城県では、昨年、今年と2年かけてワーキングホリデーの実証事業というのをやっております。今年は、9月16日から4泊5日で丸森町が1グループと、9月22日から26日、やはり4泊5日で大崎市、栗原市の1グループと計2グループで、宮城大学の学生10名を農家5戸に分散していただいて、泊り込みでの作業体験を無償でしていただいたところです。このワーキングホリデーですが、遠野市とか長野県の飯田市などで実際やられて続いているので、宮城県でもこれが定着するかどうかを探ったということです。26ページ以降のように、先日、参加した学生と受け

入れていただいた農家さんとの意見交換会をしまして、成果判定もやって、これがほんとに定着するの
かといったものをまとめたものになっています。26ページを拾い読みしますと、生産現場が消費者に
届くまでの過程を見ることができて有意義だったとか、都市に住んでいるので、農村の全く違うところ
で生活したことで新しい家族を得られたとか、野菜がとても美味しくておかずになるということがわか
ったとか、地域の人達のつながりの深さなど都会にはないものを感じることができたとか、厳しい生
産の現場で実態を知ったとか、家族を含め地域の人達の役割分担が素晴らしいものだったとか、そういった
学生からの感想が述べられています。反省としては、事前に作業内容を教えてもらえれば勉強していっ
たのにとか、体を鍛えておかないといけなかったなと、体力ないので厳しかったなとか、期間をもっと
長くしてくれれば良かったといった意見もありました。次のページの27ページは受け入れて頂いた農
家さんの感想ですが、学生さん達が何を目的にきたのが分からなくてとまどったと言うのがありました
が、一様に皆さん、学生からも刺激を受けた、自分も元気になったということで、好評でした。行政側
からの意見としては、期間が4泊5日と、昨年もそうだったんですが短くしたのでもう少し長い期間に
してほしいというのがありました。28ページには、ワーキングホリデーが定着するかということで、
今後の方向性について話したのですが、学生達からは、これは定着すると、自分は卒業しても後から来
る後輩達も喜んで来るだろうというお話です。農家側としては、怪我と事故が一番心配だったので、簡
単な作業になったしまったとか、期間が短かったとか、回数の中で、1回限りでなく収穫時期に又来
てほしい、何回かのシリーズできてもらうといいね、というお話もありました。ワーキングホリデー
で若い人達が来ると、集落が明るくなるので限界集落対策としてもいいな、今回学生だけだったのが、一
般の人も対象にしても良いのではという御意見もありました。総括に入りますが、なかなか県主導とな
ると期間も合わせてしまう、長さも決めてしまいますので、柔軟な時期設定が難しいのですが、大学と
の繋ぎですとか、情報発信とかのサポートは可能です。2年間やってきた知識をホームページに載せよ
うと思うのですが、マニュアルみたいな形でノウハウを示すことは可能でしょう。市町村が推進側とか取
りまとめ役となって頂ければ、受け入れ農家との調整も容易ですし、受け入れ時期のコントロールなど
も比較的容易なので、県レベルというよりは市町村レベルでやっていただくと良いと思います。ワーキ
ングホリデーを継続していくためには、受け入れ農家の負担軽減が必要で、ご飯をよそおったり、洗濯
するのは学生さんがやってくれとか、お互いのメリットを出す工夫や、柔軟な受入れの仕組みの確立が
必要だということです。2年間やってみた結果で、ワーキングホリデーは一つのグリーン・ツーリズム、
あるいは都市農村交流の形としては有効であると確認しましたので、県としては、これからノウハウを
まとめて情報提供をして、今後やるときは上手にやって頂くようにしたい、来年については、大学なり
市町村から希望を取って、情報発信とノウハウの提供を行っていきたいと思っています。以上、グリーン
・ツーリズム関連の情報2つを提供しました。

委員長：

はい、ほかどうですか？その他の事項は、以上で議事は終了ですが、委員の皆様の方からもちがで
るか、無ければこのまま終了いたします、よろしゅうございますか、日程調整は後でして貰うと言うこ
とで、今日は、長時間審議有り難うございました、これで終了します、

司会：

大泉委員長、どうも有り難うございました、本日の議事録については、事務局で作成したものを後日送
付し確認していただきたいと思いますが、なお、今回は3月上旬を予定しております、詳細は日程調整と
併せて早めにご連絡させていただきます。

司会：

以上をもちまして、宮城県農村振興施策検討委員会平成20年度第2回委員会を閉会します、委員の皆
様、御出席の皆様、本日はどうもありがとうございました。